

物価高騰から市民と事業者を守る！ 水道基本料金の減免を2か月間延長します

市では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市民・事業者の負担軽減を図るため、令和7年7月検針分から令和7年12月検針分までの6か月間としている水道基本料金の半額減免の期間を令和8年2月検針分まで、2か月間延長し、計8か月分の減免とします。

- 1 期間 令和7年7月検針分から令和8年2月検針分まで
※令和8年1月検針分及び2月検針分を追加
- 2 対象 市内の全利用者（一般家庭や事業所など）約38,000戸
※公的機関を除く
- 3 予算 3,300万円（延長分にかかる補正予算）
減免による減収分の追加補填やシステム再改修を実施します。

記者発表資料
令和7年9月3日
上下水道部上下水道総務課
担当者／佐藤（課長）
電話番号／048-473-1299
志 木 市